

自主点検表（居宅介護支援）※報酬編※					
事業所名					
点検者職・氏名					
点検年月日		年 月 日			
○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものには「不適」にチェックしてください。 ○該当しない項目については、未記入のままにしてください。 ○根拠規程について、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」を「算定基準」 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」を 「留意事項通知」と記載しています。					
点検項目		確認事項	根拠規程	点検結果	
				適	不適
2	基本的事項	居宅支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援給付費単位数表」により算定している。	算定基準 一	☐	☐
3	基本的事項	指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定している。	算定基準 二	☐	☐
4	基本的事項	指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算している。	算定基準 三	☐	☐
4	基本的事項	サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できませんが、居宅介護支援費は請求していない。 (ただし、病院等から退院する者であり、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対し、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は、請求することが可能。)	算定基準 三 留意事項通知第3の3	☐	☐
Ⅱ 居宅介護支援費					
5	居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費（Ⅰ）の（ⅰ）～（ⅲ）までについては、利用者に対して、指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定している。 （ⅰ）指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者の数に、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の常勤（換算）員数で除して得た数（以下、「取扱件数」という。）が45未満である場合又は、45以上の場合において45未満の部分 （ⅱ）取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分 （ⅲ）取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	算定基準別表 イ 注1 留意事項通知第3の7	☐	☐
6	居宅介護支援費Ⅱ	（公財）国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（ケアプランデータ連携システム）の利用並びに事務職員の配置を行っている事業者が利用者に対し指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、次に掲げる区分によりそれぞれ所定単位数を算定している。 （ⅰ）取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分 （ⅱ）取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分 （ⅲ）取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	算定基準別表 イ 注2 留意事項通知第3の7	☐	☐
Ⅲ その他の加算・減算					
7	高齢者虐待防止措置未実施減算	基準第27条の2に規定する基準に規定する措置を講じている。 ①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。 ②高齢者虐待防止のための指針を整備。 ③高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施。 ④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を設置。	算定基準別表 イ 注3 留意事項通知第3の8	☐	☐
8	業務継続計画未策定減算	基準第19条の2第1項に規定する基準に規定する措置を講じている。 ①業務継続計画（災害）及び業務継続計画（感染症）を策定している。 ②担当職員に対し、計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回実施している。 ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っている。 【経過措置あり】R7.3.31までの間、当該減算は適用しないが、実施は義務。	算定基準別表 イ 注4 留意事項通知第3の9	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠規程	点検結果	
				適	不適
9	同一敷地内建物減算	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定している。	算定基準 別表 イ 注5 留意事項通知 第3の10	☐	☐
10	運営基準減算	以下に該当する場合は、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定している。 (但し、以下に該当する状態が2月以上続く場合は、居宅介護支援費算定不可) ①指定居宅サービスの提供の開始に際し、以下の項目についてあらかじめ利用者に対して文書を交付して説明を行っていない場合。 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ②居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、以下の項目を実施していない場合。 ・介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接していない。 ・事業所の介護支援専門員がサービス担当者会議の開催等を行っていない場合。 ・介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、利用者及び担当者に交付していない場合。 ③介護支援専門員が、次に掲げる場合においてサービス担当者会議を開催していない場合。 ・居宅サービス計画を新規に作成した場合。 ・要介護認定を受けている利用者が要介護認定更新認定を受けた場合。 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。 ④居宅サービス計画の実施状況把握(モニタリング)において、次に掲げるいずれかの方法により利用者に面接していない場合。 ・1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 ・2月に1回、利用者の居宅を訪問し、訪問しない月は、テレビ電話を活用して行う方法。 ⑤介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない場合。	算定基準 別表 イ 注6 留意事項通知 第3の6	☐	☐
11	特別地域居宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合にのみ、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算している。	算定基準 別表 イ 注7	☐	☐
12	中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月あたり実利用者数が20人以下の指定居宅介護支援事業所であること)に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合にのみ、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算している。	算定基準 別表 イ 注8	☐	☐
13	中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を超えて、指定居宅介護支援を行った場合にのみ、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算している。	算定基準 別表 イ 注9	☐	☐
14	特定事業所集中減算	正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に、1月につき200単位を所定単位数から減算している。 特定事業所集中減算の判定にあたっては、毎年度2回(前期3/1～8/末、後期9/1～2/末)、次に掲げる書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市に提出している。 また、80%を超えなかった場合についても、作成した当該書類は事業所において2年間保存している。 ①判定期間における居宅サービス計画の総数 ②訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ③訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 ④算定方法で計算した割合 (当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数/当該サービスを位置付けた計画数) ⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって、正当な理由がある場合の正当な理由	算定基準 別表 イ 注10	☐	☐
15	サービス種類相互間の算定関係	利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設生活介護若しくは複合型サービスを受けている場合に、当該月について、居宅介護支援費は算定していない。	算定基準 別表 イ 注11	☐	☐
16	初回加算	指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合にのみ、1月につき所定単位数を加算している。 【参考】初回加算が算定される場合 ①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 運営基準減算に該当する場合に、初回加算は算定していない。	算定基準 別表 ロ 留意事項通知 第3の12	☐	☐
				☐	☐

点検項目		確認事項	根拠規程	点検結果	
				適	不適
17	特定事業所 加算（Ⅰ）	下記の要件を充足している。	留意事項通知 第3の14	☐	☐
		・常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・利用者に関する情報又はサービスの提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週に1回以上）に開催している。 【参考】※会議の議題 ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ②過去に取扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ④保険医療及び福祉に関する諸制度 ⑤ケアマネジメントに関する技術 ⑥利用者からの苦情があったばあその内容及び改善方針 ⑦その他		☐	☐
		・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。		☐	☐
		・算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～5である者の占める割合が40%以上である。		☐	☐
		・介護支援専門員に対し計画的な研修を実施している。 （介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標・内容・期間・実施時期等について毎年度計画を定めている。）		☐	☐
		・地域包括支援センターからの困難事例紹介を受入、指定居宅介護支援を提供している。		☐	☐
		・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。		☐	☐
		・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。		☐	☐
		・指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満である。 ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満であること。		☐	☐
		・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。		☐	☐
		・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。		☐	☐
		・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。		☐	☐
18	特定事業所 加算（Ⅱ）	下記の要件を充足している。	留意事項通知 第3の14	☐	☐
		・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・利用者に関する情報又はサービスの提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週に1回以上）に開催している。 【参考】※会議の議題 ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ②過去に取扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ④保険医療及び福祉に関する諸制度 ⑤ケアマネジメントに関する技術 ⑥利用者からの苦情があったばあその内容及び改善方針 ⑦その他		☐	☐
		・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。		☐	☐
		・介護支援専門員に対し計画的な研修を実施している。 （介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標・内容・期間・実施時期等について毎年度計画を定めている。）		☐	☐
		・地域包括支援センターからの困難事例紹介を受入、指定居宅介護支援を提供している。		☐	☐
		・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。		☐	☐
		・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。		☐	☐
		・指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満である。 ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満であること。		☐	☐
		・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。		☐	☐
		・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。		☐	☐
		・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。		☐	☐

点検項目		確認事項	根拠規程	点検結果	
				適	不適
19	特定事業所 加算（Ⅲ）	下記の要件を充足している。	留意事項通知 第3の14	☐	☐
		・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・利用者に関する情報又はサービスの提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週に1回以上）に開催している。 【参考】※会議の議題 ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ②過去に取扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ④保険医療及び福祉に関する諸制度 ⑤ケアマネジメントに関する技術 ⑥利用者からの苦情があったばあその内容及び改善方針 ⑦その他		☐	☐
		・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。		☐	☐
		・介護支援専門員に対し計画的な研修を実施している。 （介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標・内容・期間・実施時期等について毎年度計画を定めている。）		☐	☐
		・地域包括支援センターからの困難事例紹介を受入、指定居宅介護支援を提供している。		☐	☐
		・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。		☐	☐
		・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。		☐	☐
		・指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満である。 ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満であること。		☐	☐
		・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。		☐	☐
		・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。		☐	☐
		・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。		☐	☐
19	特定事業所 加算（A）	下記の要件を充足している。	留意事項通知 第3の14	☐	☐
		・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・常勤専従の介護支援専門員並びに常勤換算方法で1名以上の介護支援専門員を配置している。 （利用者に対する居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。）		☐	☐
		・利用者に関する情報又はサービスの提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週に1回以上）に開催している。 【参考】※会議の議題 ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ②過去に取扱ったケースについての問題点及びその改善方策 ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ④保険医療及び福祉に関する諸制度 ⑤ケアマネジメントに関する技術 ⑥利用者からの苦情があったばあその内容及び改善方針 ⑦その他		☐	☐
		・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 （※他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしていても可）		☐	☐
		・介護支援専門員に対し計画的な研修を実施している。 （介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標・内容・期間・実施時期等について毎年度計画を定めている。※他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしていても可）		☐	☐
		・地域包括支援センターからの困難事例紹介を受入、指定居宅介護支援を提供している。		☐	☐
		・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。		☐	☐
		・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。		☐	☐
		・指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満である。 ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満であること。		☐	☐
		・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 （※他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしていても可）		☐	☐
		・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 （※他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしていても可）		☐	☐
		・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。		☐	☐

点検項目		確認事項	根拠規程	点検結果	
				適	不適
20	特定事業所医療介護連携加算	以下のいずれにも適合しているものとして届出した上で、算定している。	算定基準 ニ	☐	☐
		・ 前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院退所加算の算定に係る病院等との連携の回数が35回以上あること。	留意事項通知第3の15	☐	☐
		・ 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 (経過措置) ・ 令和7年3月31日までは、算定回数が5回以上であること。 ・ 令和7年4月から令和8年3月までは、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた和に、令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上あること。		☐	☐
		・ 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定していること。		☐	☐
21	入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算している。	算定基準 ホ 留意事項通知第3の16	☐	☐
		・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）については、利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供している。 (ただし、入院の日以前に情報提供した場合、及び居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報提供した場合も算定可能。)		☐	☐
		・ 入院時情報連携加算（Ⅱ）については、利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供している。 (ただし、居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も算定可能。)		☐	☐
22	退院・退所加算	病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所にあたって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、下記に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき、1回を限度として所定単位数を加算している。	算定基準 ヘ 留意事項通知第3の17	☐	☐
		・ 退院・退所加算（Ⅰ）イについては、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報収集を1回行っている。		☐	☐
		・ 退院・退所加算（Ⅰ）ロについては、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報収集をカンファレンスの方法により1回行っている。		☐	☐
		・ 退院・退所加算（Ⅱ）イについては、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報収集を2回行っている。		☐	☐
		・ 退院・退所加算（Ⅱ）ロについては、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報収集を2回行っており、そのうち1回以上はカンファレンスの方法によるものである。		☐	☐
		・ 退院・退所加算（Ⅲ）については、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報収集を3回行っており、そのうち1回以上はカンファレンスの方法によるものである。		☐	☐
		カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について、居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に医師が提供した文書の写しを受けていますか。		☐	☐
		カンファレンスの方法によった場合、当該カンファレンスはそれぞれ参加者要件を満たすものとなっている。		☐	☐
		初回加算と退院・退所加算を同時に算定していない。		☐	☐
23	通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診療を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境などの当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師などから当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合にのみ算定している。 (同席に当たっては、利用者の同意が必要)	算定基準 ト 留意事項通知第3の18	☐	☐
24	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、利用者1人につき1月に2回を限度として算定している。	算定基準 チ 留意事項通知第3の19	☐	☐
		緊急時等居宅カンファレンス加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は、指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載している。		☐	☐
		当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行う等、適切に対応している。		☐	☐

点検項目		確認事項	根拠規程	点検結果	
				適	不適
25	ターミナルケア マネジメント加算	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しているとして市に届出した居宅介護支援事業所が在宅で死亡した利用者（終末期であること）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に、1月に所定単位数を加算している。	算定基準　り 留意事項通知 第3の20	☐	☐
		ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画に記録している。 ①終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録。 ②利用者の支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡・調整に関する記録。 ③利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法		☐	☐
		終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握しており、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めている。		☐	☐